別記様式第8号（第5条関係）

熊公委第300003号

督促状公示送達書

下表左欄に掲げる者に対して、道路交通法第51条の4第13項の規定による放置違反金の納付命令に係る督促を行いますので通知します。

なお、督促状は、熊本県警察本部交通指導課に保管していますから、督促を受ける者は、来訪の上、受領してください。

令和08年06月23日

熊本県公安委員会　印

記

督促を受ける者の氏名及び督促の件名

督促を受ける者の氏名	督促の件名
高橋　竜矢	放置違反金の納付命令に関する件（第　93-101-251112-117596　号）

放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則第5条第3項の規定により、この公示をした日から起算して7日を経過したときは、督促状の送達があったものとみなされます。